【資料1】令和元年6月死亡事例及び令和3年6月死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた取組内容等

令和元年6月死亡事例における課題

⑴ 事例の理解の視点とアセスメントにおける問題点

① 「子ども」としての理解と支援ニーズの評価の欠落
② 保健、医療の観点からの評価の不備
③ 転居や同居、通告による介入など家族力動の変化への考慮がない
④ 当事者の側に立って問題を理解する観点が希薄

⑵ 支援のあり方における問題点

① 本事例全体を通してアセスメントの視点が不十分
② 協働の視点が見られない

⑶ 専門的な力量を持つ職員が育成されていない問題点

⑷ 組織的なマネジメントが機能していない問題点

課題を踏まえた提言（目指されるべき取組）

提言1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性	**提言5**	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
提言2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性	**提言6**	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性
提言3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性	**提言7**	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
提言4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性		

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	**子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○アセスメントをふまえリスクの段階に応じた必要な支援を継続的に実施する体制を整える。	・各区の取組の実施状況の把握や、日頃の相談支援に関する相談、事業の体制整備等、区のバックアップを行った。 ・令和７年度は「母子保健におけるハイリスク支援マニュアル」について、保健福祉部の機構再編に伴う新たな相談支援体制に合わせ、より運用しやすい形となるようマニュアルの修正を加えた。保健師の継続支援開始の判断を行う基準についても見直しを実施し微修正を行っている。 ・また、虐待予防に関する基礎的な研修として、区保健福祉部職員等を対象とした研修を２回実施した。令和８年度は９月に虐待予防研修の実施を予定している。	・こども家庭センターに求められる役割を理解できる研修として、１回目は内部講師による取組の共有、２回目は外部講師による専門知識の取得に係る研修を実施し、年間を通じて相談支援技術のレベルアップを図れる内容となった。	・9/29に児童虐待予防研修を開催。 ・研修では、支援を拒否するなどの「アプローチの難しい虐待ハイリスク家庭への支援のヒント」をテーマに開催する。研修参加者アンケートの結果等を踏まえ、次年度の研修の実施内容を検討する。 ・区の相談支援の実態を踏まえ、現状に即したマニュアルとなるよう年度末に見直しを行う。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○関係部署・関係機関において、支援対象世帯が抱える課題と支援方針を共有することができ、支援開始後も世帯の状況の変化に合わせて支援方針の再検討を行いながら、切れ目のない支援を行うできる体制を整える。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・令和４年改正児童福祉法（令和６年４月施行）に基づき、各区健康・子ども課に「こども家庭センター」の機能を位置付けた。センター長は各区健康・子ども課長が担うとともに、専任の統括支援員として「おやこ支援担当係長」を新設し、令和６年度は中央区、北区、東区、令和７年度は白石区、豊平区、西区へ配置、令和８年度は残り４区（厚別区、清田区、南区、手稲区）にも配置し、全区配置となった。 【令和３年６月死亡事例を踏まえた取組状況】 ・引き続き、家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指導）を行う世帯について、支援方針や支援計画を策定する。また、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用の上、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討する。	・各区健康・子ども課に「こども家庭センター」の機能を位置付けるとともに、「おやこ支援担当係長」を新設したことで、母子保健機能と児童福祉機能の調整機能を高めることができ、一体的な支援を促進することができた。	・おやこ支援担当係長の配置効果などを整理した上で、より効果的に一体的な支援ができるよう、役割の見直し等を検討していく。	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部
○複合化・複雑化した福祉課題を抱える世帯等への支援について、複合支援推進会議等の活用により、子育て分野との連携も含めた効果的な支援方針を検討する。	・４区（北・東・厚別・南）でのモデル実施を経て、令和７年度から支援調整課を全市展開。複合的な福祉課題を抱える世帯等への組織横断的な支援に取り組んでいる。	・令和６年度までの４区でのモデル実施において蓄積された経験・ノウハウを活かし、令和７年度から支援調整課の取組を全市に拡大することができた。新設区においても支援調整課の取組を機能させ、複合的な福祉課題を抱える世帯等への支援を強化するため、引き続き、10区連携しながら取組を進める必要がある。	・引き続き、10区で支援事例を積み重ねながら、様々な福祉課題を抱える世帯への組織・分野横断的な支援の充実を図っていく。 ・関係課や外部機関との連携の在り方など、業務内容の整理に取り組む。	**継続**	保）総務部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。	・見直し後のモニタリング制度を継続運用し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と区の相互理解を深めるため、下記の研修を実施した。 ○区職員の児童相談所定例会議への参加 ○区職員の児童虐待対応に係る実地研修 ○区保健福祉部管理職向け研修の実施 ○児童相談所職員の母子保健に係る実地研修	・児童相談所・区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用を行うことで、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。	・モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と各区家庭児童相談室の連携強化のため、各種研修などを引き続き実施する。	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割の重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性を説明し、認識の深化を図った。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和７年・８年度も重点事項に位置付けるとともに、監査を通じて生活支援担当としての役割を果たしているか確認している。また、令和７年・８年度生活支援業務実施方針においても取り組むべき事業とするよう本庁から各区に通知している。 【令和３年６月死亡事例を踏まえた取組状況】 （研修の実施・グループワーク研修の実施・他機関との連携の重要性の周知に）引き続き取り組んでいく。	・本庁監査において認められた更なる支援が必要な世帯に対し、速やかな改善を促し、適切な支援につなげた。重点事項に位置付けて５年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	・職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	**継続**	保）総務部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○子どもコーディネーター、学校、児童相談所、家庭児童相談室など子どもと関わる機関と地域の支援団体が連携し子どもの問題についての情報を共有しながら、様々な角度から子どもたちを見守り在宅で生活できるよう支援する体制を整える。	・子どもコーディネーターが市内全域を巡回（令和６年度からは、認可外保育施設への巡回も実施）し、児童相談所、区家庭児童相談室、学校等各関係機関との連携を継続した。令和７年度は子どもコーディネーターとスクールソーシャルワーカー間の連携・協働等の強化について学校あてに周知徹底を行った。 また、令和８年５月に両者間における情報共有の円滑化を図るため、「スクールソーシャルワーカー・子どもコーディネーター連絡会」を開催し、担当区ごとに情報交換等を行った。	・子どもコーディネーターと他機関との連携体制が維持・強化されている。	・児童会館、子ども食堂、若者支援施設等子どもにかかわる施設・団体への子どもコーディネーターの巡回を継続し、令和６年度から巡回先として拡大した認可外保育施設や主任児童委員、スクールソーシャルワーカーとの更なる関係構築に取り組む。	**継続**	子）子ども育成部
	・児童養育の支援が必要な家庭へヘルパーを派遣する「子育て世帯訪問支援事業」について、支援ニーズの増加に対応するため、令和７年度に委託事業者を６事業者から８事業者へ拡大した。令和８年度は７事業者と契約し、事業を実施している。	・子育て世帯訪問支援事業について、受託事業者を拡大し、支援を必要とする世帯にサービスを提供することができた。	・子育て世帯訪問支援事業について、今後、サービスをより多くの世帯に柔軟に提供できるよう、受託事業者との調整等を行う。	**継続**	子）児童相談所
	スクールソーシャルワーカーの体制 【令和７年度】 〇学校を担当するスクールソーシャルワーカー20名 10区を５エリアに分け、各エリア４名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校を担当。 ・スクールソーシャルワーカー（15名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（５名） 〇外部スーパーバイザー（３名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。 【令和８年度上半期】 〇学校を担当するスクールソーシャルワーカー20名 10区を５エリアに分け、各エリア４名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校を担当。 ・スクールソーシャルワーカー（15名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（５名） 〇外部スーパーバイザー（３名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。	各学校を担当する会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーが増員され（15名→20名）、問題の解決に向けた支援の充実に努めている。さらに積極的に事案の掘り起こしをするとともに、学校が細かに事案の背景や要因を検討できるように支援することで、児童生徒がおかれた環境が改善するように支援を行っている。	市立学校及び関係機関への事業周知とスクールソーシャルワーカーの体制強化の検討を行っていく。	**継続**	教）学校教育部
	・手稲区及び西区において、訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の試行実施中。 ・子育てサロンの開催（相談支援）や出前子育て相談の実施、地域の子育てサロン支援を行った。 ・子育て世帯の負担を軽減し、児童虐待の未然防止に資する取組を検討した。	・民間団体と連携した「家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）事業」や、子育てサロン・保育士によるアウトリーチ支援を通じ、行政支援に慎重な世帯を含む子育て家庭の不安解消を図った。	・支援を必要とする世帯への効果的なアプローチと関係機関への丁寧な接続の強化を図り、事業体制の再構築に取り組む。	**継続**	子）子育て支援部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針オ	**保育施設における虐待事案への対応を強化する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○保育施設は、児童虐待防止に努め、関係機関と連携する役割があることを認識する。 ○虐待が心配される子どもや世帯について、保育施設が児童相談所、家庭児童相談室などの関係機関と円滑に協力し、支援に関わる。	・虐待に関する具体的なポイントをまとめたパンフレットを更新・再配布し、虐待防止の気付きと児童相談所等の相談機関への速やかな情報提供を促した。また、夜間保育時間帯での巡回訪問を実施し、保育状況の把握及び利用家庭の状況などの情報を共有し連携を図かると共に保育体制の確認を行った。 ・引き続き、児童相談所と連携して虐待防止に関する研修を実施し、継続して児童虐待防止の意識付けを図っていく。	・児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版の配布及び研修会での児童相談所からの説明及び夜間保育実施施設への巡回訪問の実施により、児童虐待事案への対応について理解を深めてもらうことに寄与したものと考える。	・毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の時期に合わせ、保育所（認可外含む）・幼稚園などの保育施設に児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を送付。児童虐待防止ハンドブックの活用に加え、児童相談所が主催する研修会への参加を促すなど、継続して児童虐待防止に関する意識を持つことができるような取組を実施する。 ・夜間保育実施時間帯での巡回訪問実施や児童相談所と指導担当係が連携し、認可外保育施設職員を対象とした研修会を継続する中で、早期発見及び施設と相談機関との速やかな情報共有を促していく。	**継続**	子）子育て支援部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	**保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○ケース支援における活動計画を的確に行い、各種マニュアルに基づいた日常業務の徹底を図る。	・虐待予防や訪問指導に関する研修を開催し、保健師の基礎的な能力のスキルアップを図るとともに、引き続き、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定した。	・マニュアル上の手順や業務を再整理し、組織的にケース支援の計画立案、進捗管理を実施できるよう体制整備を行った。	・保健師の基礎的な能力のスキルアップを図るとともに、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定する。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、カンファレンスを有効に活用し日常的な業務の徹底を図る。	・乳幼児健診が果たす役割について、各自が重要性を認識できるよう、引き続き組織としての意識の醸成を図った。 ・令和７年５月には、多職種で協働し乳幼児健診マニュアルの内容を見直し更新するほか、乳幼児健診に関する研修会を開催し、新たに10区で導入する３歳児健診での視覚検査に関する専門家からの抗議及び医師職からの健診の目的や虐待予防の視点に関する講義を行った。令和８年５月に実施した乳幼児健診に関する研修では、医師及び心理職からの講義を実施し、子育て家庭支援することについて学習した。	・乳幼児健診に従事する全ての職員が役割の重要性を再認識することで、気になる親子を見落とさない管理体制の強化を図ることができた。	・乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、健診やカンファレンスの実施に努めると共に、未受診や経過観察者等についても、マニュアルに定めた手順の確実な実施によりフォロー体制の徹底を図る。 ・令和８年の秋以降に乳幼児健診に関わる職種横断の研修を開催し、各職種の役割を習得し、乳幼児健診に関わる職種全体のレベルアップを図る。	**継続**	

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○各区の保健師が地域住民の健康課題を把握し、区の実情に応じた課題解決の取り組みを実践していく。	・各区の個別支援を通じた取組のほか、思春期ヘルスケア普及啓発事業において、各区の思春期に関する実情に応じた方法にてネットワーク構築を行った。 ・令和７年度においては、教育委員会等とともに思春期保健に関する検討会を開催し、札幌市の思春期保健に関する課題、取組内容を検討した。令和８年度も検討会を継続し、課題解決に有効な教材の見直しを実施している。 ・令和８年度は教育委員会主催の教諭向けの研修会において望まない妊娠の予防等を含めた講義を実施。研修企画段階から協議に参加し、また当日は区の保健師も出席し、地区課題の解決に向けた情報交換を実施した。	・各区の個別支援を通じた取り組みのほか、思春期課題のネットワークから見えた課題に応じた方法で、課題解決に向けた取組を実施した。	・思春期保健における教育分野等と連携を継続するほか、教材のレベルアップなどについて引き続き検討する。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○精神保健的なアプローチを要するケースについて、母子保健部門が精神保健部門と連係し支援の強化を図る。	・各区に配置する心理相談員が、子どもの発達や養育に支援が必要な親子に対し、心理的な側面から相談支援を実施した。また、心理相談員の技術向上を図る研修会も令和7年度に3回、令和8年度上半期に2回実施した。 ・周産期グリーフケアについては、すべての妊婦へ相談先等の情報が提供できるよう、母子健康手帳交付時のカード配布に加え、対象者への情報提供リーフレットも活用した。また、死産届提出者の情報を戸籍係から健やか推進係（現：地域保健係）へ共有し必要な支援を実施した。 ・令和７年12月にグリーフケア研修会を実施し、支援者のスキルアップを図るほか、札幌市不妊専門相談センターにおいて精神科医によるグリーフ相談を年5回開設し実施した。 ・精神保健福祉相談員について、特に体制強化が必要とされる対象区及びその内容を整理するなど定数要求にかかる調整を行った。また、専門性向上を補助するツールとして、段階ごとの具体的な到達内容を整理した（キャリアラダー風の）「精神保健福祉相談員におけるスキルアップ段階表」を策定した。 【令和３年６月死亡事例に係る取組状況】 ・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、必要に応じて、精神保健福祉相談員への相談や精神保健福祉センターのコンサルテーションを活用するなど、多角的な視点からアセスメントを行い、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を実施した。また、関係機関相互での丁寧な情報共有により、日々変化するケース支援の中でも、精神保健の観点でタイムリーなスーパーバイズを得て、支援を展開した事例もあった。 ・前年度に引き続き令和６年度も精神保健福祉相談員の専門性を一層向上させていくため、人材育成ビジョンを踏まえたうえで、体制強化に関する精査や研修カリキュラムの一部見直しなど各種調整を図った。	・心理相談員の全区配置が整い、心理的なアプローチを行うための安定的な相談・支援体制が整備された。支援の質の向上については、引き続き連携や研修会等を行いながら取り組んでいく必要がある。 ・グリーフケアについては、すべての妊婦を対象に必要な情報が行き届く体制を整備することができた。 ・区保健福祉部の相談支援体制の充実・強化を図るため、令和８年度からサービス支給決定等の事務的業務の一部を精神保健福祉相談員の業務から分離し、コア業務（相談対応関係業務）に注力できる体制を整備するとともに、記録様式等を統一した。	・困難な背景を抱える母の理解を深め、さらなる支援を強化できるよう、引き続きケースの状況に応じた連携や柔軟な対応を行っていく。 ・心理相談員を対象とした研修会を実施する。 ・グリーフケアについて令和８年12月に研修を実施予定。子どもを亡くしたご家族の自助グループへの支援活動も下半期に行う。 ・精神保健福祉相談員の新体制での業務について、実績等を踏まえ、引き続き評価・検討していく。	**継続**	保）障がい保健福祉部 子）子育て支援部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	**要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○要対協の各関係機関が、要対協の個別ケース検討会議を開催できることを理解しており、支援が必要な子どもや世帯がいる場合に、機動的に要対協を開催し、関係機関が当事者意識をもって支援に当たる。	・関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催した。	・要対協個別ケース検討会議の検討事例数は高水準で推移しているため、要対協の各関係機関における個別ケース検討会議に関する理解が進んでいる。	・関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催する。	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○在宅支援アセスメントシートを活用して児童虐待調査結果報告を行い、支援の過程で得た情報を随時在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援に活用する。	・世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するには、在宅支援アセスメントシートの活用が不可欠。児童相談所や区役所職員が、より効果的に活用するため、外部講師による在宅支援アセスメントシートに関する研修を実施した。	・虐待通告受理時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織的な検討を行うことができている。	・今後も、世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するために、在宅支援アセスメントシートの活用を徹底していくとともに、在宅支援アセスメントシートの活用に関する研修を実施し、全職員が理解している状況を維持する。	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○情報共有を徹底し組織として統一した方針による支援を実施する。	・マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底した。 ・区保健福祉部の機構再編に伴い保健師の訪問記録等について、保）ウェルネス推進課等と協働し、マニュアルの見直し、改訂を実施した。	・ケースの進捗管理については、適時システムを活用し組織的な管理が行えた。ケース支援については、組織での情報共有や支援方針の検討によりマネジメントの徹底につながっている。	・マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底する。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○各所属において業務・部下のマネジメントを適切に実施する。	・自己申告・服務に係る通知発出の際、「管理監督者の心得」を参照するよう案内 ・自己申告の通知発出の際、「福祉コース育成方針」に基づく面談等の実施を都度周知 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・全庁における組織目標の設定・共有 ・人事評価に関する情報を集約した庁内ホームページの新設（人事評価研修動画や、生成AIを活用したQAチャットボットを設置） ・外部オンラインカウンセリングサービスを活用した「管理職マネジメント相談」事業の実施	・様々な機会をとらえて適切なマネジメントの実施を周知・案内したほか、個別具体的なマネジメント課題への対応を支援する仕組みを整えることができた。	各所属においてマネジメントが適切に行われるよう、以下の取組を行う。 ・自己申告・服務通知発出時に「管理監督者の心得」を案内 ・新年度に向けたマネジメント支援策の検討	**継続**	総）職員部
○役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上を図る。	・新任役職者向けマネジメント研修における事例演習の実施 ・新任課長及び係長向けマネジメント研修におけるチームマネジメントに関する演習の実施 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・新任課長職向けマネジメント研修におけるワークの拡充 ・人事評価者研修におけるワークの拡充	・主に職場でのアウトプット、協働のための横の繋がりという観点から、組織マネジメントや協働意識を実践するための効果的な研修を実施することができた。	・組織マネジメントや協働意識について、より実践的な内容の研修を提供できるよう、新年度のカリキュラムを検討する。	**継続**	総）職員部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針エ	**各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割の重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性を説明し、認識の深化を図る。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和７年・８年度も重点事項に位置付けるとともに、監査を通じて生活支援担当としての役割を果たしているか確認している。また、令和７年・８年度生活支援業務実施方針においても取り組むべき事業とするよう本庁から各区に通知している。 【令和３年６月死亡事例に係る取組状況】 （職位や経験に合わせた研修において、適切な支援の基礎知識や果たすべき役割の認識を深めるとともに、課題解決力の向上を図ることに）引き続き取り組んでいく。	・本庁監査において認められた更なる支援が必要な世帯に対し、速やかな改善を促し、適切な支援につなげた。重点事項に位置付けて4-5年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	・職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	**継続**	保）総務部 区）保健福祉部
○効果的な支援が実践できるよう情報や支援方針の共有を図り協働体制を構築する。	・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行った。 ・令和７年度はこども家庭センターについて児童福祉と母子保健それぞれの領域から、理解が促されるよう研修を実施した。また、令和７、８年度と健やか推進係長（現：地域保健係長）を対象とした札幌市の母子保健体系に関する研修会を開催し、母子保健の役割について改めて共有した。	・ケース支援を通して、共通の目的や協働の視点を持つ意識を高めることができた。	・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行う。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○各職場において、管理職を中心に業務・部下のマネジメントを適切に行い、その結果、各職員が協働で事案に当たる意識を醸成する。	・自己申告・服務に係る通知発出の際、「管理監督者の心得」を参照するよう案内 ・自己申告の通知発出の際、「福祉コース育成方針」に基づく面談等の実施を都度周知 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・全庁における組織目標の設定・共有 ・人事評価に関する情報を集約した庁内ホームページの新設（人事評価研修動画や、生成AIを活用したQAチャットボットを設置） ・外部オンラインカウンセリングサービスを活用した「管理職マネジメント相談」事業の実施	・様々な機会をとらえて適切なマネジメントの実施を周知・案内したほか、個別具体的なマネジメント課題への対応を支援する仕組みを整えることができた。	各所属においてマネジメントが適切に行われるよう、以下の取組を行う。 ・自己申告・服務通知発出時に「管理監督者の心得」を案内 ・新年度に向けたマネジメント支援策の検討	**継続**	総）職員部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針エ	**各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。	・新採用職員研修や新任役職者研修における市長講話、職員部長講話（協働の意識付け） ・新任課長向けマネジメント研修における協働欠如事例を使った演習の実施 ・新採用職員研修におけるカリキュラムの実施 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・人事評価者研修におけるワークの拡充	・研修の強みを活かし、新採用、昇任、人事評価といったさまざまなタイミングを契機として協働の意識の浸透を図ることができた。	引き続き、研修を通じて協働の視点の重要性等について意識付けを行うべく、下記を実施する。 ・令和８年１０月新採用職員研修における講話、カリキュラムの継続実施（市長講話、職員部長講話、協働の講義） ・新年度における各種研修のカリキュラム検討	**継続**	総）職員部
○役職者向けの研修等を通して、関係部局間の連携など協働の意識向上を図る。	・新任課長職向けマネジメント研修における事例演習の実施 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・人事評価者研修におけるワークの拡充	・主に職場でのアウトプット、協働のための横の繋がりという観点から、協働意識を実践するための効果的な研修を実施することができた。	・より実践的な内容の研修を通じて協働意識を醸成できるよう、新年度の研修カリキュラムを検討する。	**継続**	総）職員部
○協働の推進に向けた職員間の情報共有ツールを導入し、有効に活用する。	・ビジネスチャットの効果的な活用方法やノウハウの周知を通じ、職員の業務効率化および円滑なコミュニケーションを支援した。	・単なる機能説明ではなく、実際の業務シナリオに沿ったマナーや工夫を提示したことで、職員がチャットを利用する際の心理的抵抗感を和らげ、日常業務における効果的な活用のきっかけづくりができた。	・職員の業務負担軽減やコミュニケーション活性化に資するチャットの活用ノウハウや事例の発信・周知に努める。	**継続**	総）行政改革・DX推進室

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針オ	**切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	・新採用職員研修における進捗報告等に関わるカリキュラムの実施 ・新任役職者研修、新任役職者向けマネジメント研修における進行管理の重要性や管理手法に関するカリキュラムの実施 ・新任課長向けマネジメント研修における進行管理を題材とした事例研究ワークの実施 ・新任課長向けマネジメント研修における部下とのコミュニケーションに係る演習の実施	・それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で職位に応じて求められる役割やコミュニケーションについて学ぶ機会を提供すべく、下記を実施する。 ・10月採用新採用職員研修における「仕事の基礎知識」カリキュラムの実施 ・新年度における新採研修・新任役職者向け研修のカリキュラムの検討	**継続**	総）職員部
○ニーズやリスクの変化を見逃さず状況に応じた支援や組織としての適切な進行管理を行う。	・特定妊婦の支援については、ニーズ・リスクの変化を踏まえたアセスメントと組織的な支援方針の検討について継続して実施した。 ・令和６年度に作成した特定妊婦リスクアセスメントシートを活用し、特定妊婦に対する適切なアセスメントを行うためのツールとして運用を継続した。 ・終結の際の判断や事務処理についてもマニュアルに明記し、運用を継続している。 ・委託事業との連携についても、運用しやすい体制を整備した。	・組織内及び委託事業者と切れ目のない支援を踏まえた体制整備ができた。 ・マニュアルを更新し、終結の際の判断などが組織として適切に行えるように整備した。	・関係機関との連携とともに支援ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るため、各種マニュアルの整備や、産後ケア事業について、より利用しやすい体制を整備する。	**継続**	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○切れ目のない支援を行うための基本的ルールを策定するとともに、各区に対する監査等を通じ、その内容の実践を確保する。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区に子ども支援の窓口となる役割（係長職）を設置している。 【令和３年６月死亡事例に係る取組状況】 ・引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。 ・また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区にこども支援の窓口となる役割（係長職）を新たに設置した。	・切れ目のない支援を行うための基本的ルールの共有を図った。	・切れ目のない支援を行うための基本的ルールを周知するとともに、組織的な対応の充実を図る。	**継続**	保）総務部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針オ	**切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○支援を要する世帯におけるリスクが高まる状況（交際相手の出現、転居など）を理解し、実際にリスクが高まる状況が生じた際に、情報共有、再アセスメントや支援方針の見直しを行い、切れ目のない支援を行うことができる体制を整える。	・支援を要する世帯のリスク上昇（転居や交際相手の出現など）を察知した際、国が定める児童相談所運営指針や当所マニュアルに基づき、段階的に所内協議を行い方針決定している。	・リスク変化を察知した場合の対応は、担当者が抱え込むことなく所内での協議などを行い、児童相談所運営指針や当所マニュアルに具体的に示された手続に沿って取り組むことができている。	・支援を要する世帯のリスク上昇を察知した際は、児童相談所運営方針や当所マニュアルに基づき、所内協議のうえ対応方針を決定し対応する。	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	**介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○調査担当の職員体制を強化することで、虐待が疑われる案件への迅速な介入、適切なリスクアセスメントを行う。 ○虐待案件の特徴に応じて、医師職や弁護士等の職員が専門的な見地から見立てを行う。また、専門職がその専門性を生かすことができる体制を整える。	・令和７年度の東部児童相談所の開設に伴い、管轄地域への移動時間が短縮されるなど、地理的利点を活かした、迅速な初動および現場対応が可能となった。 ・２所体制への移行後も、医療・保健・教育をはじめとする多様な専門機関や職種との連携を推進するため、両所とも医師、保健師、教員係長を配置している。さらに、行政権限の行使や司法介入といった手法を早期に選択・実施できるよう、札幌市児童相談所の常勤弁護士が両所の法務実務支援を行っている。 ・警察との連携においては、令和６年度に北海道警察との間で構築された課長職の相互派遣体制を継続して運用している。道警からの派遣課長が両児童相談所を巡回し、警察の視点を交えたリスクや緊急度の評価、情報共有・連携の必要性の判断、方針決定に参画することで、警察連携の正確性と迅速性を高めるとともに、緊急対応能力の平準化および質の向上を図っている。 ・これに加え、試行的ではあるが、実務レベルでの相互理解と連携強化を一層進める取り組みとして、令和７年度からは警察職員を対象とした児童相談所での実地研修を開始し、令和８年度からは児童相談所職員による道警本部での実地研修を開始している。	・虐待対応の方針決定に関わる会議に医師や弁護士などの専門職が参画し、専門的見地に基づくリスクアセスメントを実施している。 さらに、2拠点化による担当地域への迅速な対応力の強化に加え、道警からの派遣課長が両所へ交互に出勤する運用を継続することで、いずれの拠点においても的確な助言・連携を行える体制を維持・確保している。	・別庁舎となった両児相の職員が双方の対応ノウハウや事例の知見を共有・継承していける取り組みを進めるとともに、両拠点を巡回する道警からの派遣課長との連絡・相談がスムーズに行える体制を検討する。	**拡充**	子）児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○児童相談所と警察との協議や研修等を企画し、相互理解を深めることで役割分担を明確化し、良好な関係を構築する。 ○適切なリスクアセスメントによる組織的対応と警察派遣職員の介入による助言、指導を徹底する。	・令和６年度から本市、道警との一層の連携強化のため課長職の相互派遣としている。 ・連絡協議会を開催し、業務の問題点や改善点を抽出し、組織的に共有し、検証することで業務改善及び体制強化を図った。また、合同研修では、双方の緊密な連携強化、対応技術の向上を図った。 ・さらに、相互派遣の課長職による実務に即した講義や実地研修など、より相互理解を深める取組を実施している。	・令和６年度から相互派遣となっている課長職からの助言や児童相談所と警察双方への実践的な研修の実施、定期的な協議会や合同研修等を開催したことにより、児童虐待対応における相互理解とより強固な連携を図ることができた。	・相互派遣となっている課長職からの助言、実務者レベルでの協議や研修等により、連携すべきケース、情報共有の方法やタイミング等について相互理解を深め、より一層連携を強化する。	**継続**	子）児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○休日・夜間時の通告について、48時間以内の児童の安全確認、リスクに応じた迅速な対応を行う。	・令和４年度から引き続き、土日祝日及び平日夜間のシフト勤務を実施し、正規職員による休日・夜間の勤務体制を強化している。 ・休日夜間児童虐待対応支援員の任用を進め、８名体制とを維持している。 ・東部児童相談所開設による２所体制下での休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を所内プロジェクトチームで検討のうえ、令和７年５月25日から新体制が稼働し、現在も同体制による対応を継続している。	・令和７年５月からの新体制稼働以降、両管轄地域における48時間以内の安全確認や養護相談も含めた対応体制を維持してきた。 ・一方で、これまでの運用実績を踏まえ、夜間帯におけるリアルタイムな情報共有や対応の更なる迅速化・質の向上に向けた検討を行っている。	・休日・夜間におけるリアルタイムな情報共有と初期対応の更なる迅速化を目指し、当番体制の集約化や所内の虐待対応ノウハウの共有・継承に取り組む。	**継続**	子）児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針エ	**児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。 【再掲】	・令和３年度から、児童虐待通告後の見守り体制を強化するため、児童相談所が虐待通告を受けて調査を行ったもののうち、一定のリスク要因が認められるものについては、各区家庭児童相談室へ対応を引き継ぎ、要対協進行管理ケースとして見守りを行う取組（モニタリング）を開始。 ・令和３年度からの取組の実施状況を踏まえ、児童相談所・各区家庭児童相談室それぞれの適正や強みを生かし、より効果的な運用にするため、令和５年度に制度の見直しを行った。 ・児童相談所と区の相互理解を深めるため、下記の研修を実施した。 ○区職員の児童相談所定例会議への参加 ○区職員の児童虐待対応に係る実地研修 ○区保健福祉部管理職向け研修の実施 ○児童相談所職員の母子保健に係る実地研修 （再掲）	・モニタリング制度を見直すことで、児童相談所・各区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用となり、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。（再掲）	・モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と各区家庭児童相談室の連携強化のため、各種研修などを引き続き実施する。（再掲）	**継続**	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和７年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○法改正の動向や２か所目の児童相談所設置を見据えて、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置する。	・令和７年度に開設した東部児童相談所に児童福祉司等の専門職員を配置したほか、二所体制に適した組織運営体制を構築した。 ・令和７年９月の東部児童相談所移転後の一部の役職者のシフト勤務や、司法審査制度導入後の常勤の弁護士による児童福祉司への支援により、両所において専門性が担保されるための組織運営体制を構築した。 ・国基準を満たすための専門職員を児童相談所に配置するとともに、昨年度に引き続き、社会人経験者の採用を行った。	・国基準を満たす児童福祉司・児童心理司の配置をはじめとする組織体制を整備したほか、二所運営において必要となる組織運営体制を構築した。 ・加えて、両所における一部の役職者のシフト勤務や、司法審査制度導入後の常勤の弁護士による支援を通じて、両所において専門性が担保されるための組織運営体制を構築した。 ・さらに、法定の研修やOJTに加えて、常勤の弁護士や医師による職員向けの研修を実施するなど、児童福祉司等の更なる専門性向上を図っている。	・国基準を満たすよう専門職員を引き続き計画的に配置するとともに、東部児童相談所開設・移転後の効果検証を行い、児童・家庭へのきめ細かな支援が実践できるような機構や職員配置について引き続き協議していく。 ・両所において、常勤の弁護士や医師、警察からの派遣職員による専門的支援が受けられる体制を引き続き確保するとともに、児童福祉司等への研修の実施を通じて児童相談所全体として専門性の向上を図る。	**継続**	総）職員部 子）児童相談所
○子ども虐待防止に取り組む専門集団を形成し、困難を抱える子どもや世帯を適切に支援できる体制を整える。	・令和４年度末に策定した職員育成ビジョンに係る各課の取組をまとめ、外部の有識者を含む人材育成検討委員会（令和７年10月開催）や児童虐待防止対策推進本部会議（令和７年11月開催）に諮るなどして進捗管理をし、子ども虐待防止に取り組む職員育成を推進した。 ・令和６年度の本部会議での本部長（市長）指示を踏まえて、令和７年度から児童相談関係職員の実践力向上を目指した実地研修等を実施。また、職員育成ビジョンの全庁的な普及啓発を図るため、令和７年３月に新たなイラスト版を作成し、既存のコンセプト版とともに令和７年度及び８年度当初に周知するとともに、新採用職員研修にて職員育成ビジョンに係る講義を実施した。 ・児童相談所及び区家庭児童相談室に勤務する職員を対象とした「児童相談関係職員人材育成方針」を令和７年３月に改訂。福祉コース職員共通のキャリアラダーに加えて、①児童福祉司、②児童心理司、③一時保護所職員、④区家庭児童相談室職員の各職種に求められる専門性を補足するための追加キャリアラダー等を設定し、関係職員に周知した。 ・令和７年度以降、改訂した方針に基づき、課長面談の際に当該育成方針を活用するなどの人材育成に関する取組を実施。	・常設の人材育成検討委員会を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進めることができた。 ・改訂した児童相談関係職員人材育成方針を活用し、専門性の向上に向けた動機付けを図った。	・引き続き人材育成検討委員会等を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進める。	**継続**	総）職員部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○人材育成のあり方を検討するワーキング等において、札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題を整理し、今後の保健師の育成の方向性を明確にする。 ○ガイドラインやキャリアラダー等の作成により、専門的力量を持つ保健師を育成するための、個別性を重視した効果的な人材育成体制を整える。	・札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題、今後の保健師の育成の方向性、キャリアラダーを活用した人材育成の仕組み等を示した人材育成ガイドラインを作成し、令和５年５月から運用を開始した。 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取組状況を把握し、運用方法等の課題を明確化した。	・ガイドラインの活用・浸透に取り組み、保健師（一般職）全員がキャリアラダーの自己チェックを実施できた。また、実効的に人材育成を推進できるよう、保健師のキャリアレベルの到達状況を把握し、市全体の傾向や強化すべき能力を明らかにした。	・キャリアラダーの自己評価結果に基づき、能力獲得状況や人材育成の課題を把握し、実践力強化に向けた人材育成研修を実施する。	**継続**	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
○職員の経験蓄積ができるような配置とともに、行政需要やキャリアプランを考慮した人事異動を実施する。	・令和５年５月から札幌市保健師人材育成ガイドラインの運用を開始したことから、より計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施した。	・定期異動において、計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施できた。	・引き続き、各職場の体制強化や職員の計画的な人材育成を図ることを考慮しつつ、職員の希望、適性、職場の意向等を踏まえて、人事異動を実施する。	**継続**	総）職員部

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○社会的養育環境の急速な変化や関係法令の改正等に迅速かつ適切に対応できる中堅職員・スーパーバイザーを育成・配置できる育成方針等を構築する。	・令和４年度末に策定した「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づく研修実施や個人面談におけるキャリラダーの活用など、具体的な取組を展開した。 ・研修については、キャリアラダーを基準に「初任期」「レベルアップ期」「中堅期」「スーパーバイザー」の４段階に分けて実施した。	・福祉行政の中核を担う福祉コース職員について育成方針を示すことで、キャリアラダーの活用やジョブローテーションの実施、研修等を通じて組織的・計画的な育成を進めることが明確化された。	・引き続き期別研修や個人面談におけるキャリラダー活用等の取組を実施。	**継続**	総）職員部 保）総務部 子）児童相談所
○各種研修や自律的な学びを支援する取組などを通して、組織の中心的役割を担う職員への成長を促し、職員の育成を図っていく。	・採用３・５・７年目研修におけるキャリアデザインに関する講義の実施およびeラーニングを活用した選択制研修の継続 ・採用20年目研修（キャリアデザイン）の実施 ・eラーニングを活用した自己啓発支援 ・資格取得支援（TOEIC受験料補助）	・キャリア研修、選択制研修、自己啓発支援等を通じて、職員の自律的な学びを後押しし、成長を促す取組を幅広く行うことができた。	・より職員の主体的な成長を促すことができるよう、能力開発研修（希望制）の充実を図るほか、新年度の施策のブラッシュアップに向けた検討を進める。	**継続**	総）職員部

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針エ	実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。	・新採用職員研修や新任役職者研修における市長講話、職員部長講話（協働の意識付け） ・新任課長マネジメント研修における協働欠如事例を使った演習の実施 ・新採用職員研修におけるカリキュラムの実施 ・全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・人事評価者研修におけるワークの拡充	・研修の強みを活かし、新採用、昇任、人事評価といったさまざまなタイミングを契機として協働の意識の浸透を図ることができた。	引き続き、研修を通じて協働の視点の重要性等について意識付けを行うべく、下記を実施する。 ・令和８年10月新採用職員研修における講話、カリキュラムの継続実施する（市長講話、職員部長講話、協働の講義）。 ・新年度における各種研修のカリキュラム検討	**継続**	総）職員部
○保健師個々のキャリアレベルに応じた効果的な人材育成を推進するための研修体系を作成し、専門的力量を持つ保健師を育成する研修体制を整える。	・「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」の連動による効果的な人材育成を推進するため、「ガイドライン」に「札幌市保健師研修体系」を位置付け、体系的・組織的に実施。 ・「ガイドライン」に位置付けているOJTの役割に基づき、各所属でのOJTを推進。 ・今後の人材育成について「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」を基本として推進し、ともに育ちあう職場づくりを目指すこととした「人材育成体系図」を位置付けている。 ・「ガイドライン」の中でOJTにおける役割を明確化。 ・目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的とし、新任期（１～４年目キャリアレベルA-1～A-2））中堅期（５年目以上キャリアレベルA-3～A-4）係長職（キャリアレベルA-4～A-5）のキャリアレベル別研修会を実施。	・人材育成ガイドラインに研修体系を位置付け、キャリアレベルに応じ、獲得・強化すべき能力や技術の向上に向けた研修を、看護系大学との連携により企画、実施した。なお、令和８年４月の機構再編を見据え、のりしろ型支援の充実に向けて、令和７年度の係長研修は保）総務課等と協働し福祉コースと合同研修として実施した。また、中堅期研修は保健師業務研修会に振替えた。	・より質の高い保健活動の実践に向けたキャリア別の人材育成研修を実施予定。 ・体制再編後の活動状況を踏まえ、ガイドライン見直し項目の洗い出しを行う。	**継続**	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
○子ども虐待防止には専門性が必要であると職員一人一人が自覚した上で、育成体系（育成ビジョン）に基づく体系的な研修により、市全体の専門性の底上げや協働文化の醸成を図る。 ※令和３年６月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・令和５年度から多職種合同研修を全区展開し、協働の文化醸成のため重大事案に係る振り返りやグループワークなどを実施している。 ・広く福祉職場で働く職員の専門性獲得に向けて、令和６年度から区保健福祉部職員等を対象とした対人援助研修を実施しているほか、庁内研修情報等の集約・発信を行った。 ・令和７年度から、区や児童相談所の職員を対象とし、支援の現場に即した実地研修を実施しており、実践力の向上や相互理解促進・連携強化につなげている。	・各区が令和元年６月事例の外部評価報告書の趣旨や本部長指示を踏まえて、各区の実情に応じて多職種合同研修を実施するため、児童相談所では推進役を担った。 ・研修実施等により、福祉コースのみならず、行政コースや保健師を含む幅広い職員を対象に、専門性向上につながる働きかけを行うことができたが、福祉職場全体の底上げのためには、今後も取組を継続する必要がある。	・引き続き多職種合同研修に加え、区や児童相談所の職員を対象とした実地研修を実施。 ・令和９年１月に対人援助研修の実践編を実施予定。	**継続**	保）総務部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とＤＶの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○関係部局は、暴力や性的搾取被害などの困難を抱え、居場所がないと感じている思春期・若年期の女性がいる、という共通認識を持つ。 ○児童福祉法、母子保健法、配偶者暴力防止法等の法律には該当しない支援対象者の方へは、組織の枠を超えて、協働で支援に当たる体制を整える。 ○高等学校との連携や、既存施設の有効活用も含めた居場所の拡充などにより、切れ目のない支援体制を整える。	・夜間見回りやSNS見回りなどのアウトリーチ型支援、一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施。 ・地下鉄駅構内の女性用トイレおよびユニバーサルトイレやすすきの商業ビル内の女性用トイレに、事業周知のための広報ステッカーを掲示した。 ・市内繁華街等での定期的な相談スペースの設置、早朝時間帯での飲食提供や緊急避妊薬の薬局等同行支援を開始した。	・令和７年度は、広報ステッカーの掲示及び夜間の見回り範囲を拡大したことに加えて、市内繁華街等での相談拠点の設置等により、相談件数が大幅に増加した（R6 184人⇒R7 441人）。 令和８年度上半期は、アウトリーチ支援の一環として、新たに緊急避妊薬の薬局等同行支援を開始したほか、早朝の時間帯における飲食提供や相談スペースの設置など、より幅広い層にアプローチ出来る体制を整えた。	・引き続き、隔月１回の夜間見回りや市内繁華街等における相談スペースの設置、週１回のSNS見回り、関係機関と連携した出張相談会などのアウトリーチ型支援、一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施する。 ・より効果的に事業を周知するための手法、困難を抱える若年女性たちとの接点の拡大や支援に繋がる仕組みの構築を検討する。	**継続**	子）子ども育成部
	・令和６年度より北海道と共同で開始した妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等への支援体制を整備した。居場所支援をはじめ、自立支援（就労支援を含む）、同行支援などアウトリーチ型の支援を行っている。 ・妊娠SOS相談等について、相談対象となる方への周知の強化に取り組んだ。 ・思春期保健に関する課題について、教育委員会等とともに検討会を開催し、検討した。	・令和６年度より妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等へ、相談や居場所支援等、支援体制を構築することができた。 ・思春期保健に関連する機関で課題等を整理することができた。	・妊娠SOS相談事業については、現行の取組を継続する。普及啓発については今後も北海道と協働で強化に取り組む。 ・思春期保健については、下半期も検討会を実施。	**継続**	子）子ども支援部

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とＤＶの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	**高等学校との連携による支援体制を構築する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○各学校、関係機関が、スクールソーシャルワーカーの役割について理解し、効果的な連携を図っていく。	・市立高等学校に、スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドブックを提供したほか、各区の家庭児童相談室を訪問し、スクールソーシャルワーカー活用事業についての周知を行うことで、事業への理解が進み、円滑な連携を図れるよう進めた。	・令和７年度からは、20名のスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、各学校を担当する体制とすることができた。また、スクールソーシャルワーカーが生徒のおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めることができた。	・市立学校及び関係機関への事業周知とスクールソーシャルワーカーが効果的な連携を図るとともに、引き続き問題を抱える子どもの背景にある様々な環境に働きかけ、福祉的な視点での助言を行ったり、関係機関との連絡体制を強化するべく検討を行っていく。	**継続**	子）子ども育成部 教）学校教育部
○若者支援総合センターは、学校と連携し、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行うとともに、高等学校をはじめとした学校との連携が強化され、切れ目のない支援体制を整える。	・市内中学校・高等学校への訪問のほか、定時制高校等での校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、中高生を対象に進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげている。また、高校中退者等への学習支援や家庭生活体験事業を通して、困難を抱える子ども・若者への支援を実施した。	・市内中学校や高等学校への訪問や個々のケース連携を重ね、学校から多くの情報提供を受けるなど、令和５年度以降一定の実績を維持している。 ・一方、支援ニーズが増加・複雑多様化していることに加えて、マンパワー不足等により学校からの要望に対して十分に応えきれていない状況があり、より多くの困難を抱える若者に対して支援を届ける体制整備が必要。	・現行の取組を継続し、切れ目のない若者支援を実施していくとともに、支援体制の強化について検討していく。	**継続**	子）子ども育成部

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とＤＶの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	**児童虐待とＤＶの特性を踏まえた連携体制を構築する。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○ＤＶ相談で児童虐待が疑われるケースについて、ＤＶ被害相談担当部局と児童相談所が、情報共有や個別ケース会議を行って対応するという共通認識を持つ。 ○ＤＶ相談員研修やデートＤＶ防止講座に、児童相談所職員や区保健福祉部職員が参加し、相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目のない体制作りを整える。 ○児童相談所とＤＶ被害相談担当部局において、ＤＶ・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民への制度周知を図る。 ○ＤＶ被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、ＤＶ被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目のない支援体制を整える。	・ＤＶ相談で児童虐待が疑われるケースについて、男女共同参画課と児童相談所が情報共有を行った。 ・相談員研修やデートＤＶ防止講座に児童相談所職員や区保健福祉部職員が参加し、相互の業務への理解を深めた。 ・男女共同参画課と児童相談所で、ＤＶ・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広めた。 ・ＤＶ被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、連携した心理ケアを行い、切れ目のない支援ができるよう、ＤＶ相談の過去の事例を用いて、男女共同参画課・児童相談所・区の母子・婦人相談員・ＤＶ被害者支援団体が連携して模擬ケース検討を行う関係者会議を開催し、支援方針の確認を行った。	・男女共同参画課、児童相談所、ＤＶ被害者支援団体職員により毎年継続実施している会議において、ＤＶ被害やＤＶを目撃した児童（面前ＤＶ）への支援の現状や課題などを情報共有するとともに、令和７年度は困難女性支援法に基づく支援調整会議（実務者会議）として位置付け、区の母子・婦人相談員も交えて個別事案の支援方法について討議を行うことができた。 ・今後は、各区の支援拠点の中核的機能を果たす家庭児童相談室も含め、援助希求能力の低い親の背景にはＤＶがある可能性があることも考慮し、複数の関係機関が対応するといった、実質的な連携強化策を検討する必要がある。 ・家庭児童相談室を含む区保健福祉部職員、児童相談所職員等がＤＶ相談員研修を受講し、専門性を高める取組を継続することが有効と思われる。	・ＤＶ相談で児童虐待が疑われるケースが発覚した際には、ＤＶ被害相談担当部局と児童相談所が、情報共有や個別ケース会議を行って対応する。 ・ＤＶ相談員研修に児童相談所職員や区保健福祉部職員が参加し、 相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目のない体制作りを整える。 ・児童相談所とＤＶ被害相談担当部局において、ＤＶ・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民への制度周知を図る。 ・ＤＶ被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、ＤＶ被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目のない支援体制を整える。	**継続**	市）男女共同参画室 子）児童相談所

検証報告書における提言	
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	**過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。**				
取組内容	**令和７年度から令和８年度上半期の取組状況**	**自己評価**	**令和８年度下半期の取組内容**	**取組区分**	**担当部**
○本事案から得た教訓を風化させないために、定期的な振り返りや外部の目も入れた点検と評価を継続的に実施する体制を整える。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、各局区の取組を全庁的に共有し、取組の成果の確認や今後の方向性を議論することで、児童虐待防止に関する取組を推進した。 ・人材育成検討委員会を定期的に開催し、人材育成の取組について外部の専門家と札幌市職員が協働で点検・評価を行い、取組の方向性を検討した。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、関係部局において組織横断的に課題認識をするとともに、議論することで虐待防止に対する意識の向上を図ることができた。 ・人材育成検討委員会を継続的に開催し、取組内容を定期的に点検・評価する体制を整えることができた。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、各局区の取組を全庁的に共有するとともに、取組の成果の確認や今後の方向性を議論することで、児童虐待防止に関する取組を推進していく。 ・人材育成検討委員会を今後も定期的に開催し、各種取組について外部委員の意見もいただきながら関係局が組織横断的に進めていく。	**継続**	子）子ども育成部